

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成31年1月12日 06時12分ごろ
発生場所	香川県土庄町小豊島北方沖 唐櫃港B防波堤西灯台から真方位086° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 29.6′ 東経134° 07.3′)
事故の概要	プレジャーボートTMAⅢは、南南東進中、プロペラ翼がのり網に接触し、のり網が損傷した。
事故調査の経過	平成31年1月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート TMAⅢ、6.1トン
船舶番号、船舶所有者等	271-38670岡山、株式会社岡山マリン・ボートセンター
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 日出時刻：07時11分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人等4人を乗せ、船長が、周囲が暗くてのり網を目視できない状態であったものの、過去のGPSプロッターの航跡に沿って航行すれば、のり網とのり網との間を通航できると思い、‘小豊島北方沖ののり養殖施設’（以下「本件施設」という。）内を南南東進中、プロペラ翼がのり網に接触した。
分析	本船は、南南東進中、船長が、GPSプロッターの航跡に沿って航行すれば、のり網とのり網との間を通航できると思い、本件施設内を航行したことから、プロペラ翼がのり網に接触し、のり網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南南東進中、船長が、GPSプロッターの航跡に沿って航行すれば、のり網とのり網との間を通航できると思い、本件施設内を航行したため、プロペラ翼がのり網に接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・養殖施設区域内を航行しないこと。